

2020年 4月17日

明電舎健康保険組合

組合員の皆様へ

明電舎健康保険組合

【新型コロナウイルス】緊急事態宣言全国拡大に伴う当健保の運営について

標記の件、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言全国拡大に伴い、明電舎健康保険組合は下記のとおり業務を縮小して運営しております。

健保業務は個人情報を取り扱うため、一般のネットワークから遮断された専用システムで業務を行っており、在宅勤務の対応が困難な状況です。組合員の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけする可能性があります。ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 実施期間 : 4月28日(火)まで
(4/29~5/6は明電舎休日のため健康保険組合も業務を行いません)
2. 業務運営体制 : 健保職員を2グループに分け、輪番出勤を行っています。
また、保健事業グループの職員は主に在宅勤務を実施中です。
3. 皆様への影響

業務内容	対 応
保険証発行	・通常よりも2日~3日程度、送付が遅れる場合があります。
限度額認定証発行	・ほぼ通常通りの対応を行います。
健保給付金の支給	・ほぼ通常通りの対応を行います。
被扶養者認定審査	・通常よりも若干認定が遅れる場合があります。
健康診断・人間ドック	・5月末まで実施しません。
各種お問い合わせ	・原則として担当者へはメールでのお問い合わせをお願いします。 ・担当者が不明な場合は、ホームページのお問い合わせ画面より、 お問い合わせが可能ですが、迅速に対応できない場合もあります。

※特定保健指導は、現在全てweb面談とメール・電話・アプリ支援中で影響はありません

4. その他

- (1) 職員がコロナウイルスに感染する等発生した場合は、事務所を閉鎖し、厚労省への届け出を行い、当面の期間全ての業務を停止します。
- (2) 5月7日(水)以降の業務運営に関しましては別途お知らせいたします。

以上